

障 発 0218 第 5 号
令和 7 年 2 月 18 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業
の実施について（通知）

就労継続支援事業所について、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援するため、今般、別紙のとおり「障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業実施要綱

1. 目的

障害者就労施設について、経営改善に関する専門家の活用等により、事業所における生産活動の経営改善を支援する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。（社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可）

3. 定義

「専門家」とは、障害者就労施設の会計制度に知悉した公認会計士や税理士等をいう。

「障害者就労施設」は次のアからイのとおりとする。

ア 就労継続支援A型事業所（賃金向上計画又は都道府県が示す経営改善計画書を都道府県等に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所）

イ 就労継続支援B型事業所（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は都道府県が認めた事業所）

4. 事業内容等

（1）都道府県等は、管内の障害者就労施設に対して、以下のような取組を行うことにより、障害者就労施設の就労支援事業会計に関する知識やノウハウ等の向上を図る。

- ・ 障害者就労施設に対する専門家の派遣
- ・ 障害者就労施設向けの相談窓口の設置
- ・ 障害者就労施設向けの研修会の実施
- ・ 自治体HPやSNS等を通じた就労支援事業会計の仕組みの周知

（2）都道府県等は、管内の障害者就労施設から提出される指定申請や事業計画書、経営改善計画書、就労支援事業に関する会計書類その他の書類について、経営面から精査・助言する専門家の活用を実施する。

【その他の書類】

前年度における生産活動収支及び利用者への賃金支払総額が確認できる賃金台帳、就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業事業活動内訳表、就労支援事業別事業活動明細書等就労支援事業に関する会計書類その他の書類。

5. 留意事項

○ 就労支援事業会計に関する知識やノウハウ等、仕組みの周知を図る研修等においては、少なくとも以下の内容を含めること。

- ・ 障害者就労施設の会計は、福祉事業会計と就労支援事業会計に区分されること。
- ・ 就労継続支援A型、B型ともに、自立支援給付費（報酬）から賃金・工賃を支払うことは指定基準違反であること。
- ・ 生産活動収支の算定に当たり、生産活動の必要経費を計上する際は、生産活動に要した費用（生産活動にかかる光熱水費、消耗品費等）をすべからず計上する必要があること。
- ・ 障害者就労施設における就労支援事業会計について、国においてガイドラインを示していること。

就労支援事業会計の運用ガイドライン（令和３年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001004096.pdf>

- ・ 就労継続支援Ａ型が「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法」（厚労告 88 号）に基づいて算出したスコアやスコアの詳細を公表する場合、障害者就労施設が障害者総合支援法第 76 条の 3 に基づき情報公表対象サービス等情報を提供する場合は、公表対象である全項目について適切に公表する必要があること。
- 限られた予算を有効に活用する観点から、システム開発経費、高額な広報経費及びその他事業の内容として認められない経費等は除く。

6. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。